

事業主 殿

(一社)大分県労働基準協会 豊後大野支部

職長・安全衛生責任者教育の開催について(ご案内)

平成30年度の標記教育を下記のとおり実施いたしますので、この機会に是非受講されますよう、ご案内申し上げます。

記

1 日時・場所

講習日	時間	場所	受付開始時刻
11月8日(木)～9日(金)	8:45～17:00	豊後大野市役所2F 豊後大野市中央公民館 (豊後大野市三重町市場1200)	8:15～

※ 学科の規定教育時間を受講した方が、教育修了者となり、修了証が交付されます。

遅刻、途中退場、欠席した場合は修了できませんので、ご注意ください。

2 受講資格・受講料等(税込)

種別	非会員			会員		
	受講料	テキスト代	合計	受講料	テキスト代	合計
職長・安全衛生責任者教育	16,524円	1,512円	18,036円	13,824円	1,512円	15,336円
職長教育	15,336円	864円	16,200円	12,636円	864円	13,500円
安全衛生責任者教育	3,240円	648円	3,888円	1,188円	648円	1,836円

3 定員 30名(定員に達し次第締め切らせていただきます。10名以下は中止する場合があります。)

4 申込手続

締切日	平成30年11月1日(木)
申込先	〒879-7131 豊後大野市三重町市場1280 (一社)大分県労働基準協会豊後大野支部 電話 0974-26-4115 FAX 0974-26-4146
申込書	所定の受講申込書を当支部までご送付ください。 受講申込書は当支部に常備しています。 (大分県労働基準協会ホームページからも取得できます。)
受講料 テキスト代	講習開始7日前までに、現金を当支部までお持ちいただくか、次の銀行口座に振込みをお願いします。 大分銀行三重支店 普通 246420 名義 (社)大分県労働基準協会豊後大野支部
返信用 封筒	修了証等は、事業主へ(個人受講は個人)に簡易書留で郵送しますので、住所・氏名又は会社気付・本人氏名を明記し、 <u>郵送料(簡易書留)392円分の切手</u> を貼った定形郵便封筒を添えてお申込みください。なお、1事業場で複数人受講される場合は、郵送料が次のように変わります。(2名～5名まで402円 6名～15名まで450円)
駐車場	有り

5 その他

- ① 受講者が少人数の場合や天候等の事情により、講習を中止、延期、時間の変更等を行うことがあります。
- ② 納入された受講料等は原則として払い戻しいたしませんので、ご了承ください。
- ③ 受講される方の氏名・生年月日・本籍地等の個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、他の目的では使用いたしません。

参考事項

- ・ 労働安全衛生法第 60 条により職長教育を事業者が行うべき業種は、次のとおりです。
 - ① 製造業(食品製造業等第一部の業種を除く) ② 電気業 ③ ガス業
 - ④ 自動車整備業 ⑤ 機械修理業 ⑥ 建設業
- ・ 職長・安全衛生責任者教育は、建設業・造船業の方が対象ですが、その他の業種の方にもお勧めします。
- ・ 職長教育のみ修了の方には、安全衛生責任者教育の補講も行っております。

教育内容

教育事項に基づく教育事項	時 間
法第60条第1号に掲げる事項 1 作業手順の定め方 2 労働者の適正配置の方法	2H
法第60条第2号に掲げる事項 1 指導および教育の方法 2 作業中における監督および指示の方法	2.5H
法第60条第3号に掲げる事項 (法第28条の2第1項の危険性又は有害性の調査およびその結果に基づき講ずる措置に関すること) 1 危険性又は有害性等の調査の方法 2 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 3 設備、作業等の具体的な改善の方法	4H
法第60条第3号に掲げる事項 (異常時等における措置に関すること) 1 異常時における措置 2 災害発生時における措置	1.5H
法第60条第3号に掲げる事項 (その他現場監督者として行うべき労働災害防止に関すること) 1 作業に係る設備および作業場所の保守管理の方法 2 労働災害防止についての関心の保持および労働者の創意工夫を引き出す方法	2H
安全衛生責任者の職務等 安全衛生責任者の役割 安全衛生責任者の心構え 労働安全衛生関係法令等の関係条項	1H
統括安全衛生管理の進め方 安全衛生管理計画 安全施行サイクル 安全工程打ち合わせの進め方	1H